**第２回条例検討会議のまとめについて**

【確認事項】

○骨子案について

事務局提案のとおり，条例骨子案の記載項目が了承された。

【委員発言要旨】

　（目的について）

　・理解・啓発の施策の推進，人格・人権の尊重，社会モデルに基づく共生社会の構築という三点で，新潟市の条例に共鳴する。

　・新潟市の規定はシンプルで市民にもわかりやすくのでいいのではないか。

　・人が権利を享有し，行使ができ，権利が侵害されれば救済手段があるという三点を位置づけるべき。

　（差別の禁止等について）

　・合理的配慮を法的義務にして，ユニバーサル都市・福岡にふさわしい都市になってほしい。これからは合理的配慮が当たり前の時代になるはずだ。

　・コミュニティ社会での差別事例が多いことから，「何人も」という規定にして，市民にも加わってほしい。

　（差別をなくすための仕組みについて）

　・過度な規制的手法とは何を指すのか。

　・きちんとした手続きを踏んで双方の当事者のご意見を聞いて調整をして，なおかつ差別を繰り返し行うような悪質な場合には，公表という手段もやむを得ない。

　・規制的な手法をとるかどうかの前に，条例の目的・趣旨をきちんと議論するべき。

　・そもそも差別とは何で，なぜ条例をつくるのかといった議論をしてからでなければ，賞罰の話をしても議論が進まないのではないか。

　・規制的手法をとるかとらないか，罰するか罰しないかという二者択一の議論はおかしいのではないか。

　・この分野では，規制的手法よりも誘導的手法を基本に考えるべき。研修を義務付けるほうが実践的ではないか。

　・差別解消法で足りないから条例をつくるということからすれば，手段としていろんなことを入れ込んでいいと思う。

　・福祉事業を営んでいる中で，当該事業に関し違反を行い公表されるのと，事業については法律の中できちんと行い，共生社会に関し反社会的な行動をとって公表されるのとでは，趣旨が異なる。そのような手段をとることが共生社会という目的に当てはまるのかという議論を十分行うべき。

　・罰することが目的ではなく，市民に理解していただくことが大事だが，繰り返し違反するような事業者に対しては，何らかの防止策を担保すべき。

　・過度な規制的手法の議論の前に，相談の段階を踏まえた議論をすべき。

　・九州でリーダーシップを取ろうという政令市として，他の自治体の多くが採用している公表というスキームを使うことがなぜ時期尚早なのか。

　・実際に障がい者が置かれている社会の状況を考えれば，企業や市民に理解してもらうようなことをして，それでも差別が続くのであれば公表等の手法をとるという風にしないと，なかなか進まないのではないか。

　・障がいを理由として確信犯的に差別をする企業は，何らかの制裁が加えられていいのではないか。

　（その他）

　・いろんな議論をする前提として，条例の性格づけについての議論を深めるべき。

【ご意見提出シートで出された意見】

　（前文について）

　・「共生社会の実現」に近い言葉を入れるべき。人それぞれが持つ個性を認め合い，助け合う社会を共に作りあう，考慮しあう社会（まちづくり）が必要。

　・前文，目的，基本理念という項目建ては了解するが，文言・趣旨が重複しないよう留意願いたい。

　（責務について）

　・第１回の議論を踏まえ，骨子案のとおりでよいと考える。

・市民の責務は，「役割」や「努力」という文言でなるべくソフトにしてほしい。

　（差別の禁止等について）

　・第１回の議論を踏まえ，骨子案のとおり（義務と努力義務）でよいと考える。

　（差別をなくすための仕組みについて）

　・差別をなくす効果があると思われるため，勧告，公表の条文は必要と思う。

・最後の一手として，公表はあってもよい。

　・条例制定時には，市民や事業者の理解できる広報・啓発活動をお願いしたい。

　・法の障がい者差別解消支援地域協議会，骨子案の専門機関，つくる会要望の調整委員会及び障がい者差別解消推進会議の役割・相違について整理してほしい。

　・骨子案の項目９にある「専門機関」の役割，機能について，差別解消支援地域協議会との違いや役割分担も含め，詳しく説明してほしい。

　（その他について）

　・条例の見直しを行うことは大切。そのための専門機関を条例制定する前に設けてほしい。メンバーは，条例を理解している方が望ましい（当事者，事業者，市民等）。

　・表彰制度等，継続的な取組みができるような仕組み（規程，要領）は別に必要と考える。

**第３回条例検討会議の進め方について**

１　まずは，条例の目的や基本理念についてご議論いただきたいと考えております。

２　骨子案の項目８については，様々な議論があると思われますが，そこでの議論はいったん置いていただき，今回は項目９（特に，専門機関の機能・役割）についてご議論いただきたいと考えております。